重要

各市町村長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部 宮 城 県 危 機 管 理 対 策 本 部 本部長 宮城県知事 村 井 嘉 浩

新型コロナウイルス感染症対策について (通知)

このことについて,これまでの感染状況を踏まえた感染拡大防止に係る今後の重点的な取組及び新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行に備えた体制整備について,別添のとおりとしましたので,御承知願いますとともに,貴市(町村)住民に対して適切に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

<添付資料>

○別 添 1:「これまでの感染状況を踏まえた感染拡大防止に係る今後の重点的な取 組について」

○別 添 2:「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ同時流行に備え た体制整備について」

○参考資料1:「感染リスクが高まる「5つの場面」」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)

○参考資料2:「大規模イベントに係るクラスター対策について」(厚生労働省・内閣官 房事務連絡)

○参考資料3:「新型コロナウイルス感染症の"いま"についての10の知識」(厚生労働省)

【県対策本部に関すること】

保健福祉部保健福祉総務課 担当:大内

電 話:022-211-2511

メール: hohukug@pref.miyagi.lg.jp

総務部危機対策課 担当:鈴木

電 話:022-211-2382

メール: kiki@pref.miyagi.lg.jp

【感染症対策に関すること】

保健福祉部疾病 · 感染症対策室 感染症対策班

電 話:022-211-2632

メール: situkan-k@pref.miyagi.lg.jp

【体制整備に関すること】

保健福祉部 外来・検査体制調整チーム

電 話:022-211-2658

メール: kensac@pref.miyagi.lg.jp

これまでの感染状況を踏まえた感染拡大防止に係る 今後の重点的な取組について

令和2年11月4日 宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部

社会経済活動が段階的に活性化し、継続的に感染が確認されている中で、 特にクラスターの発生が県内の新規感染者数の増減に大きな影響を与えてい る。

今後, 感染拡大を防止していくためには, こうした発生事例も踏まえ, 感染拡大の端緒となるようなクラスター発生を抑えていくことが, 大変重要であることから, 以下の項目について, 全部局をあげて重点的に取り組むこととする。

1 感染リスクが高い場における感染防止対策の徹底

県内におけるクラスターの発生は、接待を伴う飲食店や酒類提供飲食店をはじめ、保育施設や児童関連施設、老人福祉施設、医療機関、専門学校など、長時間生活を共有する場などでも見られている。

こうした事例などを踏まえ、特に感染リスクが高いと思われる以下のような施設・場面における感染防止対策の徹底について、注意喚起を行っていく。

【注意を要するクラスターの発生要因等】

(1)接待を伴う飲食店,酒類提供飲食店

- ・三密の環境
- マスク等を着用しない長時間の接待
- 回し飲みなどの行為
- 軽い症状がある従業員の勤務
- 休憩室や営業時間後の行動(他店での飲食)での感染
- 感染者が短時間で複数の店舗を飲み歩く行為
- 感染者が情報等を明かさないことによる積極的疫学調査への支障
- 無症状の感染者(利用客)から家族等への感染拡大

【注意を要するクラスターの発生要因等】

(2) 会食・懇親会

- ・マスク等の未着用
- ・ 近距離での飲食. 会話
- ・大声での会話
- ・食器や箸等の共用、大皿料理の共有、回し飲みなどの行為
- 長時間の滞在、二次会・三次会等の開催
- 二次会等における予定より多い人数の参加
- 職場、学校等への感染拡大

(3) 寮(学校・会社)

- ・狭い空間での共同生活
- ・換気が不十分な同室内での飲食
- トイレ、浴室等の共用設備、共用物品を介した接触
- 生活環境以外の学校・職場等への感染拡大

(4) 高齢者等の福祉施設

- ・密着して介助が行われる場面において、介助者がマスクを外し耳元で発声
- 防護服等に関する従事者の習熟度の不足
- 自ら症状を訴えることが困難な利用者における。症状発見の遅れ

(5)医療機関

- ・患者毎の手袋交換の不徹底
- 業務によっては職員との接触度合いが高く、密な状況が発生
- 休憩室における会話、食事等
- 消化器症状を有する患者が利用したトイレでの接触

(6) 専門学校等

- 換気が不十分な狭い場所での発声. 運動等
- マスク等の未着用
- 〇 以上のような施設・場面のほか、全国の事例分析等により政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言を行った「感染リスクが高まる「5つの場面」」(参考資料1)や「新型コロナウイルス感染症の"いま"についての10の知識」(参考資料3)についても周知を行っていく。

2 大規模イベントに係るクラスター対策の実施

令和2年10月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡(以下「事務連絡」という。)に基づき、県内(仙台市内を除く。以下同じ。)で開催される大規模イベントに係るクラスター対策については、以下のとおり行うものとする。

1 クラスター対策・分析の組織的体制の構築について

(1) 通常時からの対応について

県は新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内で発生した 大規模イベントに係るクラスターの分析等を共有し、関係部局が所管する 事業において新たなクラスターを発生させないよう、関係部局横断で対策 を行うものとする。

(2) 具体的なイベントへの対応について

- ・ 県は、これまで、イベントの関係部局において、大規模イベント開催に係る事前相談に応じるとともに、必要に応じて、感染防止策の徹底を注意 喚起しているところであるが、今後もイベント主催者及び参加者の対策が 徹底されるよう、引き続き、事前相談及び注意喚起を行うものとする。
- 事前相談に応じた部局は、保健福祉部(保健福祉総務課)にイベントの概要を報告するものとし、保健福祉部(保健福祉総務課)はイベント開催地の保健所に対し、イベントの開催予定について情報提供を行う。
- イベント主催者など関係者は、参加者の連絡先を事前に取得することやイベント中の座席表の保管等を行うことにより、感染が発生した際には、参加者への連絡や、参加者の連絡先及びイベント中の参加者同士の接触の状況等の情報を保健所や関係部局へ提供する等の協力を行うものとする。
- ・ 参加者が当該保健所の管外から来場していた場合、県は濃厚接触者への 連絡業務等に関して、必要に応じて、県内の他の地域や他の都道府県との 調整を行うものとする。

2 国への報告について

県は、大規模イベントにおいてクラスターが確認された場合、保健福祉部において、関係部局と情報を共有するとともに、事務連絡別紙2のチェックリストを作成し、国へ報告を行うものとする。

なお、仙台市内において大規模イベントに係るクラスターが確認された場合は、仙台市からチェックリストの提出を受け、県が報告を行うものとする。

大規模イベント開催に係る対応フロー (イベント前(事前相談)・クラスター発生時)

イベント前(事前相談) 〈参加者の連絡先を事前に取得、座席表の保管等を行う〉 イベント主催者などの関係者 [事前相談] [内容確認] • 開催計画 県方針を伝え必要に応じた助言等 ・参加者の対策が徹底されるよう注 • 感染防止対策 • 連絡先等 施設・事業の関係部局 県 (本庁) 保健福祉総務課 情報提供 (仙台市内) 仙台市 県・仙台市 保健所(支所)(イベント開催地)

クラスター発生時 〈感染が発生した際に保健所や関係部局との連携体制を確保〉 イベント主催者などの関係者 〔調査協力〕 ・参加者への連絡 〔積極的疫学調査〕 連絡先や接触の状況 [クラスター分析] 等の情報提供 県・仙台市 保健所(支所)(イベント開催地) (仙台市内) 仙台市 別紙2 (チェックリスト) 提出 県 (本厅) 発生施設・事業の 保健福祉部 (新型コロナウイルス 感染症対策本部) 共有 関係部局 (保健福祉総務課, 疾病・感染症対策室) 各部局 報告 別紙2 (チェックリスト)提出 玉 (内閣官房・厚生労働省・関係府省庁) 必要に応じて各団体に対してガイドライン

の周知徹底、必要な助言

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ 同時流行に備えた体制整備について

1 今後の相談・外来診療・検査体制整備の基本的考え方

例年,季節性インフルエンザ流行期には,多数の発熱患者が発生しており,今年度は新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念される。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に鑑別することは困難であり、多数の患者に対して、地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制整備を行うことが必要である。

宮城県においても,国の方針等を踏まえ,下記のとおり医療提供体制の整備を行う。

2 外来診療・検査体制整備のポイント(別紙1・別紙2参照)

- (1) 発熱患者等は、今後はかかりつけ医等又は「受診・相談センター」に電話相談
 - ・ 診療・検査医療機関である場合:自院で,診療・検査を実施
 - 診療・検査医療機関でない場合:医療機関が受診・相談センターや他の医療機関を紹介
 - かかりつけ医等がない・紹介先がない場合:受診・相談センターに電話相談

(2) 発熱患者等の診療・検査を行う「診療・検査医療機関」を指定

- 418医療機関を指定済(11月3日時点)
- 診療・検査医療機関のリストは、医療機関、受診・相談センター、医師会等で共有
- (3) 県コールセンターを「受診・相談センター」と位置づけ、発熱患者等に診療・検査医療機関を紹介

3 更なる検査体制の拡大と医療体制の充実に向けて

現在、「地域外来・検査センター」が2箇所運営(栗原・大崎)されているが、各地域の実情に 応じて「地域外来・検査センター」の設置を後押しするほか、「受診・相談センター」の窓口拡充 や「診療・検査医療機関」の指定を促進するなど、引き続き検査体制の拡大と医療体制の充実 に努める。

4 新しい体制への移行時期

令和2年11月5日

診療・検査医療機関の役割分担

	かかりつけ 患者(自院) の診療等	他医療機関から紹介	受診・相談 センター から紹介	保健所依頼 (接触者等)	備考	(参考) 11月3日 _{時点} 指定数
A医療機関	0	×	×	0	主に保健所の検査依頼に対応 (帰国者・接触者外来)	24
B医療機関	0	0	0	×	自院+他院紹介患者に対応可	160 (注)
C医療機関	0	×	×	×	かかりつけ患者のみ対応可	234

※ 上記以外にも、医療機関個別の受入状況、地域によって異なるパターンあり。

注)他医療機関からの紹介のみ対応、受診・相談センターからは不可なども含む。

合計 **418**

